

新型コロナウイルス対策に関する各局区の対応状況（4月14日時点）

カテゴリ	実施概要
本部	<p>○準備会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関する危機対策庁内連絡会議を実施し、全庁的な情報共有および体制の確認を行った。(1/28) <p>○本部の設置《危機管理室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。(1/31) <p>○第1回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を行い、新型コロナウイルスへの備えや本市の取組について共有した。 ・市長指示により、各局区による情報収集や外国人市民を含めた情報提供や啓発の実施、感染拡大が生じた際の業務体制の確認を行うよう指示された。(2/5) <p>○第2回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、本市の医療体制や各局区の取組状況の共有を図ったほか、イベントの実施について、現時点では自粛しないこととした。(2/18) <p>○第3回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、本市の医療体制や各局区の取組状況、イベント実施における注意点、通勤時等における感染拡大防止への対応について情報共有した。(2/25) <p>○第4回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、市立学校の臨時休業措置についての方針を決定した。(2/28) <p>○第5回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、本市の医療体制や市立学校、わくわく、子ども文化センター等の運営、各局区の取組について情報共有した。(3/3) <p>○第6回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、社会福祉施設へのマスクの提供や本市の医療体制についての情報共有を図るとともに、イベントの自粛期間の延長を決定した。(3/6) <p>○第7回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、本市の医療体制や各局区の取組についての情報共有を行うとともに、本市が備蓄する職員用マスクの配布方針を決定した。(3/13) <p>○第8回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、本市の医療体制や各局区の取組についての情報共有を行うとともに、自粛期間の長期化による本市の課題を共有した。 ・併せて、市長より、イベント自粛期間終了に伴い、イベント実施にあたっての考え方を示すよう指示された。(3/23) <p>○第9回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、本市の医療体制についての情報共有を行うとともに、イベント実施にあたっての本市の考え方を示す中で、改めて市長より、大規模なイベントは自粛の継続を図るとともに、3要素が重なる場の回避や不要不急の外出を避けるよう指示された。(3/27)

	<p>○第10回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、本市の医療体制についての情報共有を行うとともに、緊急事態宣言時のBCP発動に関する本市の考え方（案）を示し、各局区に確認を求めた。（4/1） <p>○第11回対策本部会議の実施《危機管理室、健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議を実施し、緊急事態宣言に伴う本市の業務体制の確認を行うとともに、医療体制や各局区の取組状況についての情報共有を図った。（4/7）
健康福祉	<p>○医療関係5団体連携会議《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市医師会、川崎市病院協会、川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会の医療関係5団体と情報共有や連携を図るため、連携会議を開催した。（2/6） <p>○「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来設置医療機関」の開設《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱、呼吸器症状などがある方で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合に、診療体制の整った「帰国者・接触者外来設置医療機関」を適切に受診できるよう、市内7区に「帰国者・接触者相談センター」を開設した。（2/10） ※相談受付数 8,214件（2月10日～4月13日12時までの全区累計） <p>○「川崎市新型コロナウイルス感染症コールセンター」の開設《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を受け付ける市民向けの電話相談窓口（コールセンター）を開設した。（2/20） ・相談受付日を土日も含めるよう拡充した。（3/7） ※相談受付数 3,947件（2月20日～4月13日12時までの累計） <p>○医療機関への衛生用品の配布《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が非常時に備蓄しているマスク20万枚について、市内関係団体（医師会、歯科医師会、病院協会）等を通じて、不足している医療機関に対して配布した。（～3月末） ・3月10日に国から発出された緊急対応策－第2弾－のうち、医療機関向けのマスクの配布及び手指消毒用エタノールの優先供給について、事務連絡に基づき対応中。（3/19） <p>○感染症拡大を見据えた市内医療提供体制の構築《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症患者増加時の市内医療機関の体制構築に向け、神奈川モデルを踏まえた役割分担について調整中。（3/30～） <p>○社会福祉施設への対応《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の事務連絡に基づき、市内の介護保険施設及び障害福祉施設に対し、施設職員が基本的な感染症対策に努めるよう周知した。（2/3） ・市内の介護保険施設、障害福祉施設、救護施設に対し、市HPでの新型コロナウイルス関連情報の掲載の周知や、基本的な感染症対策の推進等について通知した。（2/5） ・老人福祉施設事業協会の災害プロジェクト委員会において、社会福祉施設あて厚労省事務連絡及び健康福祉局の各種取組等について説明した。（2/10） ・国の事務連絡に基づき、相談・受診の目安及び人員の確保について、また、社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について周知した。（2/18,19） ・国の事務連絡に基づき、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点、各種サービスの提供及び利用における留意点、また、学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応等について周知した。（2/25～2/28）

	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の介護保険施設、障害福祉施設、救護施設に対し、国の事務連絡及びそれに基づく本市の考え方について周知している。(最終更新 3/18) ・国の事務連絡を踏まえ、社会福祉施設等におけるマスク及び消毒液の在庫状況を調査した結果、在庫が切迫している高齢者施設、障害者施設、救護施設等に対し、市が備蓄しているマスク 100,000 枚、消毒液 658 本を 3 月 6 日から配布した (~3 月末) ・3 月 10 日に国から発出された緊急対応策第 2 弾のうち、社会福祉施設における再利用可能な布製マスクの配布及び手指消毒用エタノールの優先供給について、事務連絡に基づき対応中。(3/19) <p>○国の緊急事態宣言を受けた対応《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所に対し、生活保護や介護保険サービス、障害福祉サービス等は通常通り受付業務を行うこととし、「ハイリスクケースのリストアップとアセスメント」「感染拡大時における勤務体制の検討」等の具体的な対策方針を示す通知を行うとともに、関係法人等に対しても必要な情報提供を行った。(4/7) ・各区役所に対し、障害支援区分認定調査業務や要介護認定申請業務、生活保護開始申請業務について、具体的な取り扱いに関する通知を行った。(4/7) ・緊急事態宣言を受けた施設の休館や業務縮小について、市ホームページ上で公開した(総合福祉センター(貸館業務は中止)、老人いこいの家(閉館)、老人福祉センター(閉館)、リハビリテーション福祉センター体育館(閉館)、かわさき健康づくりセンター(閉館)、動物愛護センター(閉館))。(4/9) <p>○旅館営業施設への対応《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の通知に基づき、市内の旅館営業施設に対し、留意すべき事項及び感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応等について周知するよう各保健所支所あて依頼した。(2/10) <p>○ダイヤモンドプリンセス号への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同号に係る神奈川県新型コロナウイルス対策本部の活動は終了している。(2/26) ・同号から下船した乗客等のうち、川崎市内に住所を有する者については、毎日電話により健康状態を確認するなどの健康フォローアップの実施依頼を受け、対応している。 ・市内各医療機関における同号関連の受入患者数は 0 名(4 月 13 日 12 時現在) ・同号下船者に係る健康フォローアップ対象者数は 0 名(4 月 13 日 12 時現在) <p>○一時的な資金の緊急貸付《健康福祉局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施した。 ・現時点での相談件数は 1,945 件、申請受付件数が 520 件(緊急小口資金 488 件、総合支援資金 32 件)である。(3/25~4/9)
<p>市立病院</p>	<p>○対応状況《病院局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎病院は、市内唯一の第 2 種感染症指定医療機関(感染症病床数 12 床)として、新型コロナウイルスへの感染が確認された患者等の受け入れを行っている。 ・新型コロナウイルス対策として、川崎病院においては定期的に対策会議を行っている。 ・川崎病院においては、患者や来院者向けに「新型コロナウイルス対応のお知らせ」の掲示板を作成し、正面入り口や総合受付に設置した。また他の市立病院においても、同様のお知らせを作成し、院内に掲示している。(2/4)

	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院職員と病院局本庁職員が接触するような場合は双方の職員とも必ずマスクを着用するよう周知を依頼した。(2/4) ・市立3病院において家族においても原則面会禁止とした。(3/27)
<p style="text-align: center;">行政運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言下の本市行政運営方針の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長により、①イベントの中止または自粛 ②市民利用施設等の休館 ③市立学校の臨時休業 ④重点業務への応援 等を定めた本市行政運営方針を策定し、庁内および市民に周知した。(4/9) ○イベント自粛に関する通達《危機管理室》 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の発言および内閣総理大臣からの要請に基づき、イベント自粛にあたっての方針を各局区に通達した。(2/25) ・第6回対策本部会議の決定に基づき、イベント自粛期間の延長を各局区に通達した。(3/6) ・イベントの中止等に関して、イベントアプリの情報を最新のものに更新するよう庁内及び民間の情報登録者に依頼した。(3/6) ・本市主催イベントに関して、50名を超える規模のイベントおよび不要不急なイベント等については原則自粛とし、実施する場合にも「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策を講じるよう各局区に通知した。(4/1) ※4月9日に発出された本市行政運営方針をもって、イベントの実施方針は失効した。 ○指定管理者制度導入施設における対応に関する通知《総務企画局》 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が実施するイベント等の延期又は中止の可否の検討、利用料金に係る今後の対応について、各局区庶務（企画）課を通して指定管理者制度導入施設所管課に通知した。(2/27) ○主要出資法人等のイベントの取扱いに関する通知《総務企画局》 <ul style="list-style-type: none"> ・本市のイベント自粛に関する通達を参考に、主要出資法人等が主催するイベントについても、延期又は中止の可否を検討できるよう各法人への周知を所管局に通知した。(2/27) ○公共施設の使用料に関する取扱い《財政局》 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛に関する通達を受け、本市公共施設の利用にあたって、新型コロナウイルスを理由とした利用中止による使用料（利用料金）の取扱いについて、各局区室に通知した。(2/27、期間延長 3/6)
<p style="text-align: center;">市民広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市HPによる広報《健康福祉局、教育委員会事務局、総務企画局》 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関する情報を市HPの緊急情報として表示した。(1/31) ・イベント中止に関する情報を市HPの緊急情報として表示した。(2/27) ・3月4日からの学校の休業について、市HPの緊急情報として表示した。(2/28) ○動画による広報（第1弾）《健康福祉局、総務企画局》 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関する疑問に対し、健康安全研究所の岡部所長が答える形式の動画を作成した。(2/7) ・動画をYoutubeから配信するとともに、危機管理室 Twitter、シティプロモーション Twitter、川崎市 LINE による周知や全庁への通達、DVDの送付を行い、活用を依頼した。(2/7) ・メールニュースかわさき（健康安全研究所）や、「かわさきのお医者さん」を通じ、動画を周知した。(2/10) ・動画の再生は配信開始から3日間で3.3万回、現在13.8万回に達している。(4/13)

- 動画による広報（第2弾）《健康福祉局、総務企画局》**
 - ・現在の状況下におけるイベントの開催及び参加に係る疑問に対し、健康安全研究所の岡部所長が答える形式の動画を作成した。(2/21)
 - ・動画を Youtube から配信するとともに、危機管理室 Twitter、シティプロモーション担当 Twitter、川崎市 LINE による周知や全庁への通達、DVD の送付を行い、活用を依頼した。(2/21)
 - ・動画の再生は現在 1.3 万回となっている。(4/13)
- 動画による広報（第3弾）《健康福祉局、総務企画局》**
 - ・緊急事態宣言下における川崎市の行政サービスや医療体制について、市民の皆さまに向けた YouTube 動画を公開した。(4/10)
 - ・動画を Youtube から配信するとともに、危機管理室 Twitter、シティプロモーション担当 Twitter、川崎市 LINE 等による周知を行った。
 - ・動画の再生は配信開始から 3 日間で約 1.8 万回となっている。(4/13)
- LINE による広報《総務企画局》**
 - ・川崎市 LINE 公式アカウントにて、感染予防に関する情報や学校の休業情報、市長の緊急コメント等、現在まで合計 8 回情報発信を行った。
- Twitter による広報《総務企画局》**
 - ・シティプロモーション Twitter にて、イベント中止・延期に関する情報、施設の休館等に関する情報、感染予防に関する情報、感染症コールセンターに関する情報及び詐欺被害への注意喚起、市内の感染患者の発生状況等、市民生活に関係する周知・啓発を、現在まで合計 64 回行った。(4/13)
- ラジオによる広報《健康福祉局、総務企画局》**
 - ・2月10日（月）のかわさき FM（ホットスタジオ）に健康安全研究所の三崎部長が出演し、新型コロナウイルスに関する市民啓発を行った。(2/10)
 - ・4月2日（木）のかわさき FM（ホットスタジオ）に金融課の長課長が出演し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う中小企業支援等の周知を行った。(4/2)
 - ・かわさき FM で不定期に行ってきた報道発表資料の読み上げ広報を、4月9日（木）から正式にコーナー化し、定期的に放送している。(4/13)
- 市政だよりによる広報《健康福祉局、総務企画局》**
 - ・2月21日号、3月1日号、3月21日号及び4月1日号の紙面に関連情報を掲載し、市民への啓発を行った。
 - ・4月21日号は1面及び4面に関連情報を掲載する予定。
- 広報チラシの配布《総務企画局》**
 - ・総務省からの通知に基づき、各局区に対し、手洗いや咳エチケットに関するチラシを各局区の施設で掲示するよう依頼した。(2/7)
 - ・併せて、市民活動推進課に対しては町内会への周知を、教育委員会生涯学習推進部に対しては図書館等への掲示を、健康福祉局に対しては高齢者施設等への掲示を依頼した。(2/7)
- 集団感染防止等の広報ポスター、リーフレットの配布及び掲示《健康福祉局》**
 - ・厚生労働省が作成した集団感染防止リーフレットについて、各局区の関係団体への周知、所管施設及び執務室に掲示するよう依頼した。(3/3)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団感染防止等の広報ポスターについて、厚生労働省が作成したリーフレットを加工して作成し、公共施設への配布、いこいの家・老人福祉センター及びJR南武線主要駅への掲示を依頼した。(3/6～11) ・ 広報掲示板、JAセレサ、ユーコープ等への掲示について依頼した。(最終更新 3/23) ・ 厚生労働省作成の集団感染防止等のリーフレットについて、町内会への回覧、公共施設への配布、各種関係団体や協定企業を通じた配布について依頼した。(最終更新 3/23)
報道	<p>○取材対応《健康福祉局、病院局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ朝日「サタデーステーション」、tvk「News LINK」、NHK「日曜討論」などにおいて、健康安全研究所への取材内容等が放送された。また、新聞各紙で健康安全研究所岡部所長のコメントが掲載された。 ・ 放送内容は、①コロナウイルスの検査方法とインフルエンザとの違い ②迅速キットについて ③リアルタイム PCR とコンベンショナル PCR の違いと手法 ④PCR に使用する器具と実際の方法について など。(2/8) ・ BS-TBS「報道1930」(2月18日火曜日19時/生放送)において、現場医師として市立川崎病院の坂本感染症内科部長が出演した。 ・ テレビ朝日「報道ステーション」(2月21日金曜日22時/生放送)とTBS「New23」(2月26日木曜日23時/生放送)において、現場医師として市立川崎病院の坂本感染症内科部長が出演した。
議会	<p>○議会における対応《議会局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が議場や委員会室、正副議長室、議員控室等に入室する際、マスクを着用することを許可した。(2/12) ・ 本会議及び常任委員会等の傍聴に際して、マスクの着用及び備え付けの手指消毒剤での消毒を行うようHPで周知した。(2/27) ・ 令和2年第1回川崎市議会定例会会期日程の変更を決めた。(3/11)
外国人への支援	<p>○外国人市民への広報《健康福祉局、市民文化局、総務企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係局による調整会議を実施し、下記の取組を進めていくこととした。(2/6) <ul style="list-style-type: none"> ①厚生労働省からの多言語情報を活用する。 ②中国語翻訳を優先し、次にやさしい日本語化を図る。 ③相談窓口については、現状は厚生労働省が設置した外国人市民専用窓口を案内する。 ・ 市ホームページの多言語化の第一弾として、下記の対応を実施した。(2/7) <ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルスに関する、やさしい日本語を用いた案内の掲載 ②在留外国人向けの情報提供としての法務省外国人生活支援ポータルサイトの案内の掲載 ③外国人旅行者向けコールセンターの案内の掲載 <p>○外国人の保護者からの相談対応《こども未来局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人保護者から相談等があったときは、厚生労働省のHPの言語切替えを案内している。 ・ 総務省作成の多言語チラシを提供している。(3/3)
区役所	<p>○川崎区本部の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回区本部会議を開催し、市本部会議の情報共有、区における新型コロナウイルス感染症への対応状況等の確認を行った。(2/5)

- ・第2回区本部会議を開催した。主な議題は、①第2回市本部会議の報告 ②帰国者・接触者相談センターの周知 ③衛生課からの情報提供 ④年度内に予定しているイベントや会合についての調査など。(2/19)
- ・第3回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議の報告 ②衛生課からの報告 ③本市が主催するイベントの考え方についてなど。(2/26)
- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、第5回市本部会議の報告など。(3/4)
- ・BCP発動に備え、課題・状況把握の実施及び各課への区長ヒアリング(4/1～)
- ・第5回区本部会議を開催した。緊急事態宣言に伴う対応について情報共有を図った。(4/7)
- ・区民課・保険年金課窓口(2階)に飛沫防止保護カバーを設置した。(4/7)
- ・区役所3～6階及び大師・田島両支所窓口に飛沫防止保護カバーを設置した。(4/8)
- ・公用車を活用し、感染拡大防止に向けた広報活動の実施。(4/10、4/13)
- ・衛生課へ総務課及び地域支援課職員を派遣し、支援体制を図った。(4/13)

○幸区本部の活動状況

- ・区本部会議を開催し、区内の状況や、区本部長および危機管理室への情報提供フロー等を確認した。(2/5)
- ・第2回区本部会議を開催した。主な議題は、①イベント実施の考え方について ②衛生課による区内の状況 ③年度内のイベントに関する調査 ④今後の取組についてなど(2/19)
- ・第3回区本部会議を開催し、連休中の対応相談等について確認した。(2/21)
- ・第4回区本部会議を開催し、区内の状況等について情報共有を図った。(2/26)
- ・第5回区本部会議を開催し、市・区内の状況等について情報共有を図った。(2/28)
- ・第6回区本部会議を開催し、学校休校時の対応について情報共有を図った。(3/4)
- ・第7回区本部会議を開催し、今後の窓口混雑期や庁内清掃等について確認した。(3/5)
- ・第8回区本部会議を開催し、イベント自粛期間延長の課題整理等を行った。(3/6)
- ・第9回区本部会議を開催し、区内状況やマスク配布方針について情報共有を図った。(3/13)
- ・第10回区本部会議を開催し、市区内の状況報告等について情報共有を図った。(3/23)
- ・第11回区本部会議を開催し、3密を避ける対策取組などについて情報共有を図った。(3/27)
- ・第12回区本部会議を開催し、BCP発動後の対応などについて情報共有を図った。(4/1)
- ・第13回区本部会議を開催し、窓口の濃厚接触を避ける対策などについて情報共有を図った。(4/3)
- ・第14回区本部会議を開催し、緊急事態宣言による影響と対策などについて情報共有を図った。(4/7)

○中原区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、各課の役割、市民からの問い合わせ対応、情報の共有体制、市本部への情報伝達フロー等を確認し、来庁者や窓口職員の感染予防等を周知した。(2/3)
- ・区管理職会議で、市民からの問い合わせ対応、情報の共有体制等を確認し、来庁者や窓口職員の感染予防等を周知した。(2/5)
- ・第2回区本部会議を開催し、帰国者・接触者相談センターの設置、庁舎内のお知らせ掲示、区民向け広報などについて情報共有を図った。(2/12)
- ・第3回区本部会議を開催し、市・区内の状況等について情報共有を図った。(2/19)
- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③イベント中止等の状況確認 ③職員の健康管理など(2/26)

- ・第5回区本部会議を開催した。主な議題は、①衛生課からの情報提供 ②イベント中止等の状況確認など (2/27)
- ・第6回区本部会議を開催した。主な議題は、①第4回・第5回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③イベント中止等の状況確認 ④各課における業務や職員体制への影響の確認 ⑤今後の課題整理、医療機関における衛生用品不足の問題 など。
また、同日、区管理職会議でも情報提供等を行った。(3/4)
- ・第7回区本部会議を開催した。主な議題は、①第6回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③イベント等の自粛期間延長に伴う課題確認 ④衛生課の応援体制の検討 ⑤職員が感染症に罹患した場合等の対応 など。(3/11)
- ・第8回区本部会議を開催した。主な議題は、①第7回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③職員の感染予防の徹底 など。(3/13)
- ・第9回区本部会議を開催した。主な議題は、①衛生課からの情報提供 ②職員の感染予防の徹底 など。(3/18)
- ・第10回区本部会議を開催した。主な議題は、①第8回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③職員の感染予防の徹底 など。(3/23)
- ・第11回区本部会議を開催した。主な議題は、①第9回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③区役所窓口における感染防止対策の確認 など(3/30)
- ・第12回区本部会議を開催した。主な議題は、①第10回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③緊急事態宣言を想定した業務実施体制 ④検体搬送スケジュール など(4/2)
- ・第13回区本部会議を開催した。主な議題は、①第11回市本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③緊急事態宣言に伴う対応について など(4/7)
- ・第14回区本部会議を開催した。主な議題は、①衛生課からの情報提供 ②衛生課の応援体制について など(4/13)

○高津区本部の活動状況

- ・区本部会議を開催し、区本部長および危機管理室への情報提供フローを確認した。(2/6)
- ・第2回区本部会議を開催し、市民からの問い合わせ対応、帰国者・接触者相談センターの設置、イベント実施の考え方について情報共有を図った。(2/19)
- ・第3回区本部会議を開催し、各局・区の対応状況、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(2/25)
- ・第4回区本部会議を開催し、市立学校の臨時休業措置、その対応としての職員体制及び業務の見直しについて情報共有を図った。(2/28)
- ・第5回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や区内の状況、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(3/4)
- ・第6回区本部会議を開催し、イベント等自粛期間の延長や区内の状況、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(3/6)
- ・第7回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や区内の状況、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(3/13)
- ・第8回区本部会議を開催し、市本部会議の内容を踏まえ、4月以降のイベント等の考え方、衛生課からの報告などについて情報共有を図った。(3/23)
- ・第9回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や区内の状況の情報共有を行うとともに、区内イベント等の対応及び施設休館等の情報集約を行うことを確認した。(3/27)

- ・第10回区本部会議を開催し、予防的縮小の観点から緊急事態宣言時のBCP発動を想定した業務縮小の検討及び職員（家族含む）あて感染拡大防止に向けた注意喚起を行うことを確認した。（4/2）
- ・第11回区本部会議を開催し、区内の状況について情報共有を図るとともに、BCP発動を想定して各課2班体制の勤務体制を整えること等を確認した。（4/7）
- ・第12回区本部会議を開催し、区内の状況や衛生課からの報告などについて情報共有を図った。（4/8）
- ・第13回区本部会議を開催し、各課のBCP発動時の勤務体制検討状況や、職員が感染した場合の対応について情報共有を行った。（4/10）

○宮前区本部の活動状況

- ・区本部会議を開催し、危機管理担当に情報集約する体制を確立した。（2/5）
- ・第2回区本部会議を開催し、情報共有を図った。（2/12）
- ・第3回区本部会議を開催した。主な議題は、①第2回市本部会議の報告 ②厚労省のチラシ「新型コロナを防ぐには」の会議・イベントへの活用 ③日報による情報集約など（2/19）
- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議報告 ②時差勤務についての確認など（2/26）
- ・区本部長よりイベント等における区への対応の考え方、留意点について周知した。（2/26）
- ・感染症予防のため、庁舎内の換気実施について各課に依頼した。また、空調機の外気導入率の増加を設定した。（2/28）
- ・第5回区本部会議を開催した。主な議題は、①第4回、第5回市本部会議報告、②区内イベントの中止状況確認など（3/4）
- ・第6回区本部会議を開催した。主な議題は、イベント等自粛延長に対する見解について（3/5）
- ・第7回区本部会議を開催した。主な議題は、①第6回市本部会議報告 ②区内医療機関の検査状況 ③職員が罹患した場合の対応など（3/11）
- ・第8回区本部会議を開催した。主な議題は、①第7回市本部会議報告など（3/18）
- ・第9回区本部会議を開催した。主な議題は、第8回市本部会議報告など（3/25）
- ・区役所出入口・区民課窓口「海外から帰国・入国された方へ」ポスター掲示（3/27）
- ・第10回区本部会議を開催した。主な議題は、①第9回市本部会議報告、②4月イベント開催状況の集約依頼など
- ・区民課窓口にビニールカーテンを設置（4/1）
- ・第11回区本部会議を開催した。主な議題は、①第10回市本部会議報告、②市立学校の臨時休業の延長 ③BCP発動時における優先業務の選定依頼など（4/3）
- ・第12回区本部会議を開催した。主な議題は、①第11回市本部会議報告、②緊急事態宣言を受けての対応等、③BCP発動等を踏まえた検討状況など（4/8）

○多摩区本部の活動状況

- ・区本部会議を開催し、情報共有および体制の確認を行った。（2/5）
- ・第2回区本部会議を開催した。主な議題は、①川崎市第2回対策本部会議の報告 ②衛生課からの情報提供 ③庁舎内のお知らせ掲示 ④窓口職員等に傾向と感染予防策など周知を徹底する研修会の実施 ⑤年度内のイベントや会合の調査など情報共有と、⑥区内の状況の区本部長への随時報告（区本部会議の開催）など（2/19）
- ・第3回区本部会議を開催し、連休中の相談対応などの確認を行った。（2/21）

- ・第4回区本部会議を開催した。主な議題は、①第3回市本部会議の報告 ②衛生課、地域支援課からの情報提供 ③区が主催するイベント等の実施の考え方についてなど(2/26)
- ・窓口職員等に向けた新型コロナウイルスに関する研修会を25日から28日にかけて6回実施(2/28)
- ・第5回区本部会議を開催した。主な議題は、①第4回市本部会議の報告 ②公立学校臨時休業による影響についてなど(2/28)
- ・第6回区本部会議を開催した。主な議題は、①第5回市本部会議の報告 ②来庁者への対応 ③不足する物品の調達についてなど(3/4)
- ・第7回区本部会議を開催した。主な議題は、①第6回市本部会議の報告 ②イベント自粛(中止)の告知 ③来庁者への対応状況についてなど(3/6)
- ・第8回区本部会議を開催した。主な議題は、①職員が罹患した場合等への対応 ②庁舎内のお知らせ掲示 ③イベント中止への対応についてなど(3/11)
- ・第9回区本部会議を開催した。主な議題は、①第7回市本部会議の報告 ②庁舎内の定期的な換気の各課依頼 ③公園緑地等での宴会の自粛の看板設置など(3/13)
- ・第10回区本部会議を開催した。主な議題は、①イベント等の自粛に伴う今後の対応 ②感染症の発生動向 ③連休中の相談対応についてなど(3/19)
- ・第11回区本部会議を開催した。主な議題は、①第8回市本部会議の報告 ②市立学校の入学式、部活動等の再開など(3/25)
- ・第12回区本部会議を開催した。主な議題は、①第9回市本部会議の報告 ②庁舎内のお知らせの追加 ③イベント等についての考え方など(3/27)
- ・区管理職会議で区本部長から、業務継続に対するマネジメント、職員の健康管理など周知(4/2)
- ・第13回区本部会議を開催した。主な議題は、①第10回市本部会議の報告 ②市立学校の入学式、部活動等の中止の継続 ③今後の業務実施体制の検討など(4/2)
- ・区民課、保険年金課の窓口の間仕切りを設置した。(4/6)
- ・第14回区本部会議を開催した。主な議題は、①第11回市本部会議の報告 ②市行政運営方針について ③BCP発動時における優先業務の考え方 ④衛生課の応援体制など(4/8)

○麻生区本部の活動状況

- ・第1回区本部会議を開催し、区本部長および危機管理室への情報提供フローを確認した。(1/31)
- ・第2回区本部会議を開催し、相談センターの設置時期及び区内の対策医療機関について確認を行った。(2/6)
- ・第3回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向について共有を行った。(2/19)
- ・第4回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向、イベントの対応方針について共有を行った。(2/25)
- ・第5回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向、イベント対応及び消毒液・マスク配布方針について共有を行った。(2/26)
- ・第6回区本部会議を開催し、全市の対応及び区内の動向、市立学校の休校等について共有を行った。(2/28)
- ・麻生区危機管理推進会議を開催し、新型コロナウイルスに関する麻生区の当面の対応や、市が主催するイベントの自粛について、区職員の感染発生に伴うサービス取扱い等を全管理職対象に情報共有を行った。(3/4)

	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回区本部会議を開催し、区内の動向、イベント対応情報や、庁舎内換気ルール等について共有を行った。(3/4) ・第8回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、区管理施設の対応情報について情報共有を行った。(3/6) ・第9回区本部会議を開催し、市内における感染者発生状況や、職員用マスクの配布方針等について情報共有を行った。(3/13) ・第10回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、区内の感染者の動向について情報共有を行った。(3/23) ・第11回区本部会議を開催し、区内の感染者の動向、4月以降のイベントについての考え方、窓口対応職員のマスク着用について情報共有を行った。(3/26) ・第12回区本部会議を開催し、区内の感染者の動向や、次回市本部会議の関連項目について情報共有を行った。(3/26) ・第13回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、区内の感染者の動向について情報共有を行った。(3/30) ・第14回区本部会議を開催し、市本部会議の内容、区内の感染者の動向、BCPの考え方について情報共有を行った。(4/2) ・第15回区本部会議を開催し、市本部会議の内容、区内の感染者の動向、BCPの考え方について情報共有を行った。(4/2) ・第16回区本部会議を開催し、市本部会議の内容や、緊急事態宣言及び本市における業務継続計画等を踏まえた職員の勤務体制、衛生課における感染症対策業務の増大を踏まえた応援体制、区内の感染者の動向について情報共有を行った。(4/7) ・第17回区本部会議を開催し、緊急事態宣言下における本市行政運営方針について情報共有を行った。(4/9) ・緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛を促す広報として、青色防犯パトロール車で放送しながら巡回したほか、区内の防犯情報を発信している「麻生セーフティメール(ASM)」で広報を行った。(4/10) ・外出自粛中に家庭で取り組めることの情報やポイントを掲載した特集ページ「Stay Home あさお」を区ホームページ内に作成・公開した。(4/13)
<p style="text-align: center;">教育</p>	<p>○川崎市立学校で実施する入学式、部活動、運動日の設定《教育委員会事務局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日付)を踏まえ、以下の点について学校に文書発出および周知を行った。 <p>《入学式について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・特別支援学校は4月6日(月)、高等学校は4月7日(火)に実施する。 <p>《部活動の再開について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日(水)から再開する。※現在は再開を中止している。(4/9) <p>《運動日の設定について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の観点から、感染症拡大防止措置を講じた上で、市立小・中学校において「運動日」を設定し、実施する。 ※小学校は4月3日(金)までの平日に、各学校が状況に応じて設定する。 中学校は3月31日(火)までの平日に、各学校が状況に応じて設定する。(3/23)

○川崎市立学校における教育活動の再開準備《教育委員会事務局》

- ・新型コロナウイルス感染症等への対応として、文部科学事務次官からの文書「令和2年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」を踏まえ、今後の市立学校における教育活動の再開時期等に関し、市内各学校に文書を発出し、4月6日の新学期開始に向けた準備を行うよう依頼を行った。(3/24)

○学校における罹患児童発生時の対応《教育委員会事務局》

- ・文科省からの通達を受け、①罹患した生徒の出席停止 ②学校の休業措置 ③保護者への情報提供について、各学校に周知した。(2/20)
- ・各学校あてに児童生徒等に罹患が発生した場合の対応方針を通知した。(2/27)
- ・保護者あてに健康チェック表を送付した。(2/27)

○卒業式の開催方法等について《教育委員会事務局》

- ・卒業式の開催方法等について、各学校へ留意事項を通知した。(2/27)

○川崎市立学校の臨時休業における対応《教育委員会事務局》

- ・臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、体調管理、緊急連絡体制などについて、各学校長に通知するとともに、市HPに掲載した。(2/28)
- ・各保護者に向けては、「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業のお知らせ」を配布し、臨時休業期間、児童生徒の居場所、進路指導、卒業式、入学者選抜、臨時休業中の過ごし方、健康状態の把握、緊急連絡体制、相談窓口などをお知らせした。(2/28)
- ・学校施設開放（特別開放・夜間校庭開放を含む）については、3月2日から3月25日まで中止した。(2/28) 4月1日以降当面の間、中止とした。(3/31)
- ・各学校から保護者に対し、「児童生徒の居場所」の利用希望調査書を配布した。(3/2)
- ・市立学校において臨時休校を実施するとともに「児童生徒の居場所」を設置した。(3/4～3/25)
- ・スクールガードリーダー、地域交通安全員の継続配置を行った。(3/4)
- ・本市が主催するイベントの自粛期間が本年3月31日(火)まで延長されたことに伴い、市立学校における部活動についても感染拡大の防止のため、同日まで中止した。(3/13)

○令和2年3月分の学校給食について《教育委員会事務局》

- ・新型コロナウイルスに対して適切な対策が行われるよう、学校給食に係る各種委託事業者宛てに、依頼文書を発出した。(2/27)
- ・3月4日（水）から臨時休業が開始することに伴い、同期間給食が不実施となるため、学校給食に係る各種委託事業者宛て通知を行った。(2/28)
- ・3月分の学校給食費については、給食を実施した3月2日分及び3月3日分とし、その分を差し引いた給食費を保護者に返金又は次年度の給食費に充当し、保護者に周知するよう学校に依頼した。(3/3)
- ・学校給食に係る各種委託事業者等と3月分の委託費用について調整を行っている。(3/4～)
- ・文部科学省の「学校臨時休業対策補助金」に関する補助事業者である神奈川県学校給食会と、3月の臨時休業に伴い転用等ができなかった食材に係る費用について調整を行っている。(3/19～)
- ・学校給食に係る各種委託事業者等と3月分の委託費用について調整を行っている。(3/4～)

- ・文部科学省の「学校臨時休業対策補助金」に関する補助事業者である神奈川県学校給食会と、3月の臨時休業に伴い転用等ができなかった食材に係る費用について調整を行っている。(3/19～)

○**イベント自粛期間中の市立図書館および博物館施設の対応《教育委員会事務局》**

- ・青少年科学館でのプラネタリウム投影及び常設展示の一部を3月31日まで休止としていたが、4月1日以降も当面の間、休止することとした。(3/30)
- ・図書館（分館、閲覧所を含めた）全13館において、館内での滞留につながる、①閲覧席の利用 ②新聞、最新号の雑誌の閲覧 ③利用者用インターネット端末の利用 ④カウンターでの長時間のレファレンス・読書相談を、3月2日から3月31日まで停止することとしていたが、4月1日以降も当面の間、停止を継続することとした。(3/30)

○**学校における感染症対策の実施《教育委員会事務局》**

- ・文科省からの通達を受け、①基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケット） ②児童生徒への保健指導（睡眠、運動、食事） ③風邪を引いた場合には無理をさせずに自宅療養させる ④適切な換気や湿度保持 ⑤卒業式等における換気やアルコール消毒液の設置 について、各学校に周知した。(2/20)

○**中国から帰国（入国）した児童生徒受入れ等の際の対応《教育委員会事務局》**

- ・文部科学省からの通達を受け、中国から帰国した児童生徒の健康観察を行うよう各学校に依頼した。併せて、中国から帰国（入国）した児童生徒の市立学校への受入れの際に健康チェックを行うよう、各学校および区役所に依頼した。(2/3)
- ・健康観察等の対象者について、文部科学省からの通達に基づき、適宜対象を湖北省（武漢市を含む）に拡大する等の対応を行った。(2/10)
- ・新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について、文部科学省の考え方が下記のとおり更新されたため、通知を各学校あて送付した。
 - ①発熱や呼吸器症状が出た生徒 → 発熱かつ呼吸器症状が出た生徒
 - ②湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触のあった児童生徒の相談先を「帰国者・接触者相談センター」とすること
 - ③湖北省から帰国し、湖北省在住の方と接触のない児童生徒については近くの医療機関を受診していただくこと
- ・健康観察等の対象者について、文部科学省からの通達に基づき、対象に浙江省を追加する等の対応を行った。(2/14)

○**児童生徒の保護者への対応《教育委員会事務局》**

- ・各家庭において新型コロナウイルスに対して適切な対策が行われるよう、保護者向けのチラシを作成し、各学校から配布した。(2/5)
- ・文科省の通達を受け、①基本的な感染症対策 ②子どもの健康チェック ③発熱等をした際の自宅療養 ④出席停止となる場合の目安 について、学校を經由し保護者に周知した。(2/20)

○**臨時休業期間における家庭学習の対応《教育委員会事務局》**

- ・小学校用・中学校用の家庭学習資料等を各学校に通知するとともに、総合教育センターHPに掲載した。(2/28)

○臨時休業期間における教育相談業務の対応《教育委員会事務局》

- ・スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの通常派遣及び、溝の口・塚越両相談室における来所相談の通常実施、適応指導教室（ゆうゆう広場）の「児童生徒の居場所づくり」の観点からの通常開室について、各学校に通知するとともに、総合教育センターHPに掲載した。（2/28）

○臨時休業の実施に伴う委託関係事業者への周知《教育委員会事務局》

- ・4月6日（月）～17日（金）の臨時休業実施に伴い、学校給食に係る各種委託事業者宛てに通知を行った。（4/2、4/3）

○情報の掲載《教育委員会事務局》

- ・教育委員会 HP 内に掲載している、新型コロナウイルス感染症に関するリンク集を閲覧しやすいよう教育委員会 HP トップページに掲載した。（3/2）

○臨時休業期間の延長

- ・市立学校の臨時休業期間につきましては、令和2年4月6日（月）から4月17日（金）までとしていましたが、市方針を踏まえ、5月6日（水）まで延長した。（4/9）

○「児童生徒の居場所」の継続について

- ・「児童生徒の居場所」についても、上記臨時休業の期間に合わせ、実施を継続とした。ただし、利用については、文部科学省のガイドライン及び県の実施方針を踏まえ、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情があり、かつ、次のいずれかに該当する保護者の児童生徒を対象とした。（4/9）

①保護者が医療従事者である場合

②保護者が、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合

③ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合

④障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合

○登校日について

- ・登校日は、児童生徒の心身の健康状態や生活状況の把握、学習指導、感染予防などの保健指導、運動等によるストレス解消などを目的としている。
- ・登校日を今週（4月9日、10日）に実施する場合は、感染症予防対策を十分に講じた上で、教科書の配付、学習課題や必要書類の配付・回収、諸連絡等、必要最小限の内容・時間とした。
- ・登校日を4月13日（月）以降に実施する場合は、以下の留意点を踏まえ、感染症予防対策を十分に講じた上で実施する。

《留意点》

①目的：健康観察、学習課題に係る指導・連絡、保健指導、生活状況の把握（アンケート記入等）、運動等

②回数：1児童生徒につき週1回程度

③環境：1教室10人以内での対応

④時間：60分以内

- ・児童生徒が公共交通機関を利用している高等学校及び特別支援学校については、登校日を設けず、個別対応とする。（4/9）

○**こども関係施設への対応《こども未来局》**

- ・県からの通知を踏まえ、局内所管課から各施設に対し連絡を行った。(1/31)
- ・民間の保育園事業者等から、児童や施設としての対応に関する相談を受けている。(1/31)
- ・保育所に対しては、厚生労働省からの通知に基づき、施設での感染防止の取組や、園児の健康観察および対応について各園に依頼した。(2/3)
- ・児童福祉施設やわくわくプラザに対しても、それぞれ所管課から学校施設と同様の対応を依頼している。(2/3)
- ・市HP掲載の「健康安全研究所岡部所長の解説動画」を保育所に周知した。(2/12)
- ・厚生労働省からの再通知(対象の拡大等)を保育所、こども文化センター、わくわくプラザ等の施設へ周知した。(2/14)
- ・厚生労働省からの通知(相談・受診の目安)を保育所、こども文化センター・わくわくプラザ等の施設へ周知した。(2/18)
- ・厚生労働省からの再通知(子ども等に発症した場合の対応)を保育所に周知した。(2/19)
- ・学校の臨時休業に伴う、わくわくプラザの対応を決定した。(2/28)
- ・公立保育所の卒園式実施について、民間保育所へも当該方針を周知した。(2/28)
- ・学校の臨時休業に伴う、こども文化センターの対応を決定した。(3/2)
- ・わくわくプラザ、こども文化センター等に消毒液を配布している。
- ・行政運営方針に伴い、所管施設(保育園、こ文、わくわくプラザ等)に運営に関する文書を知した。(4/9)

こども

○**こども関係施設での対応《こども未来局》**

- ・入館時やおやつ提供時の手指消毒・うがいの徹底、職員へのマスク着用・体温測定、入所者へのマスク着用と施設帰宅時の健康状態の確認を行っている。
- ・ドアノブや水道の蛇口など手がよく触れるところを1日1回以上アルコール消毒している。
- ・施設行事、活動計画については、延期または中止している。

○**こども未来部の活動状況《こども未来局》**

- ・第1回対策会議を開催し、次の事項を検討した。(2/26)
 - ①施設利用者又は職員に感染者が出た場合の施設運営の考え方 ②事業・イベントの原則中止の確認、例外的に実施するものの判断(必要性・重要性・時限性等)及び感染防止対策
- ・青少年フェスティバルの中止、母子保健事業(訪問事業、相談事業等)の実施、公立保育所における卒園式の実施等を決定した。(2/26)
- ・学校の臨時休業に伴う、こども文化センター、子ども夢パーク(フリースペースえん)等、市民利用施設の運営の方針を決定した。(3/4)
 - ※感染拡大予防対策(手洗い、手指消毒、換気、マスク着用等の徹底、遊具・用具の使用禁止、主催イベントの中止等)を講じたうえで、開所する。
- ・第2回対策会議を開催し、次の事項を確認した。(3/4)
 - ①各施設の開所・閉所状況 ②施設において感染者が発生した場合の運営の考え方 など。
- ・市民と接する業務に従事する職員で、業務上必要なマスク・消毒液の不足数を把握するため、局内調査を実施した。(3/5)
- ・母子保健事業における乳幼児の集団健診について、厚生労働省からの通知(延期措置)を踏まえ、改めて本市の方針を検討し、実施を決定した。(3/5)
- ・第3回対策会議を開催し、次の事項を確認した(3/6)

	<p>①施設において感染者が発生した場合の運営の考え方 ②新型コロナウイルスの流行に伴う各種手続の期限の延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設において感染者が発生した場合等の連絡体制の確認し、局内へ周知した。(3/10) 第4回対策会議を開催し、次の事項を確認した(3/31) <ul style="list-style-type: none"> ①本市が主催するイベント等についての考え方 母子保健事業の実施について、厚生労働省から感染状況が拡大傾向にある地域においては原則として集団での実施を延期することが示され、本市の感染拡大状況を踏まえ、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、教室事業、集団で行う相談指導事業については延期とした。※訪問指導事業は引き続き実施(4/6) 行政運営方針に伴い、所管施設に運営を決定した。①縮小して実施：保育園、わくわくプラザ、夢パーク ②閉館：こども文化センター、青少年教育施設(※夢パークを除く)、地域子育て支援センター(※電話相談は受付)(4/9) 事業者に向け、緊急事態宣言下における保育所等への登園自粛のため、在宅勤務・自宅待機などへの協力を依頼した。(4/13)
<p>窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフル対策用手指消毒液(ヒビスコール)の配布《危機管理室》 <ul style="list-style-type: none"> 2月後半に配布予定だった、ヒビスコールの配布を前倒して実施した。(2/7) ○入札手続に係る対応について《財政局》 <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止のため、電子入札・持参・郵送等の対応について事業者へ周知した。(2/28、3/2) 国からの通知を踏まえ、入札手続に係るヒアリング実施等の対応方法を庁内に周知した。(3/6) ○まちづくり局所管窓口業務の取扱変更に係る周知《まちづくり局》 <ul style="list-style-type: none"> まちづくり局所管の窓口業務について、原則、対面業務を休止の上、電話やメールによる対応とした。また、窓口業務の取扱変更に係る情報等についてHPによる公表を行った。(4/14)
<p>消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスに係る対応の局内周知《消防局》 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月16日付けで「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の市内発生を想定した基本的な対応について(通知)」を发出し、新型コロナウイルスに係る11番受信及び救急事案の基本的な対応事項を局内に周知した。(1/16) ※以後、2月12日、13日、21日、27日、3月4日、9日、11日に対象地域の増加等に伴う通知を更新、対応している。 ○川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部設置に伴う対応《消防局》 <ul style="list-style-type: none"> 消防部副部長を警防部長として、関係局、機関との連携体制を確認した。(1/31) ○新型コロナウイルス感染症対策消防警戒本部の設置《消防局》 <ul style="list-style-type: none"> 市内罹患者の移送体制の整備、情報収集、関係機関との連絡体制の確立及び資機材の準備等、新型コロナウイルス対策に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症対策消防警戒本部を設置した。(2/26) ○新型コロナウイルス罹患者の移送体制の整備《消防局》 <ul style="list-style-type: none"> 市内で罹患者が発生し、民間の救急で対応できない場合に備え、消防局員で非常用救急車による移送の準備態勢を整備した。(2月中旬)

	<p>○職員の出勤状況調査《消防局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等の休校措置に伴う影響等を考慮し、3月2日から当分の間の毎日、職員の出勤状況を把握するため、出勤状況の調査を実施することとした。(3/2) <p>○新型コロナウイルス感染症対策消防指揮本部の設置《消防局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内感染者の発生及び新型インフルエンザ特別措置法の一部を改正する法律の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症対策消防指揮本部を設置した。(3/13)
<p>建設緑政</p>	<p>○建設緑政部の活動状況《建設緑政局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省水管理・国土保全局からの通知に基づき、ニヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターを3月1日(日)から3月15日(日)まで臨時休館とした。(2/28) ・国土交通省関東地方整備局からの通知に基づき、局内関係部署、各区道路公園センター及び指定管理事業者へ、公園等の施設への感染症対策について周知した。(3/2) ・国土交通省道路局からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応のため、占有者から許可期間又は工事期間の延長の申請があった場合には、必要な範囲内で認めることを各区道路公園センターに周知した。(3/4) ・「露店」もしくは「イベント」の道路占有許可申請が出された場合には、延期もしくは中止の検討を促すこと、許可する場合には許可書の交付時に「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(厚生労働省発行)を添付し、感染拡大を防止するように注意喚起することを各区道路公園センターに周知した。(3/11) ・公園緑地や河川管理用通路沿いにお花見のために訪れる利用者に対し、飲食を伴う宴会等のご利用を控えてもらうよう市HPに掲載するとともに、主要な公園緑地や河川管理用通路沿いには現地での掲示を実施するよう各区役所道路公園センターに周知した。(3/12) ・国土交通省水管理・国土保全局からの通知に基づき、ニヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターの臨時休館の期間を3月31日(火)まで延長とした。(3/19) ・多摩川緑地内の運動施設及び指定管理施設は、当面の間、利用中止とし、ニヶ領せせらぎ館及び大師河原水防センターは、休館期間を5月6日(水)まで延長した。(4/10)
<p>交通</p>	<p>○運転手へのマスクの配布《交通局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス運転手および営業所事務職員の着用のため、マスク12000枚を配布した。(1/29) <p>○車内ポスターの掲出《交通局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民やお客様に咳エチケットや不要不急な外出をお控えいただくよう、市バス車内にポスターの掲出を開始した。(2/28) <p>○車内換気の実施《交通局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止のため、空調や車内換気扇の使用、起終点においては開扉による換気を開始した。(3/16) ・市バス車内にポスターを掲出するとともに、悪天候時を除き、走行中窓開けによる換気を順次実施した。(4/3)
<p>水道</p>	<p>○上下水道部の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」の周知を行った。※以後同様に実施(2/3) ・第1回上下水道部会議を開催し、市本部会議の情報共有、上下水道部における対応の確認等を行った。主な議題は、①川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の報告 ②イベント、

	<p>P R施設等の対応 ③厚生労働省、国土交通省等通知への対応 ③浄水場、水処理センター薬品の備蓄確認 ④職員への注意喚起など (2/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回上下水道部会議を開催し、市本部会議の情報共有、上下水道部における対応の確認等を行った。主な議題は、①川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の報告 ②BCPが発動された場合の業務継続性確保 ③時差勤務対象外の浄水場等運営要員の対応状況確認など (2/26) ・第3回上下水道部会議を開催し、市本部会議の市立学校臨時休業措置について情報共有、プールの取扱等確認、3月3日開催予定の早朝管理職会議延期の決定等を行った。(2/28) ・入江崎余熱利用プールを休館(3月3日～3月15日)した。(3/2) ・第4回上下水道部会議を開催し、市本部会議の市立学校等の運営等について情報共有を行った。(3/4) ・水道水の安全性について局ウェブサイトによる広報。(3/4) ・入江崎余熱利用プールの休館を延長(3月16日～3月31日)した。(3/11) ・第5回上下水道部会議を開催し、市本部会議のイベント等の自粛による影響、国通知による公共料金の支払猶予等について情報共有を行った。(3/25) ・入江崎余熱利用プールの休館を再延長(当面の間)した。(3/27) ・水道料金及び下水道使用料の支払猶予を実施。(3/31～) ・第6回上下水道部会議を開催し、緊急事態宣言に備えて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の周知を図るとともに、緊急事態宣言時のBCP発動に関する考え方(案)を参考とした対応の方向性などを検討するよう指示した。(4/1) ・第7回上下水道部会議を開催し、「特措法と緊急事態宣言」等に基づき周知を行った。また、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言及び本市における業務継続計画等を踏まえた職員の勤務体制について」に基づき、自宅待機や勤務ローテーションの考え方を周知し、引き続きBCP発動への対応の検討を指示した。(4/7)
<p>廃棄物</p>	<p>○廃棄物処理法に基づく関係業者への対策の周知《環境局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省からの通知を受け、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」及び「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき適切な対応を行うよう次のとおり周知等を行った。 ①健康福祉局および病院局への情報提供を行った。(1/24,1/30) ②感染性廃棄物の処理業者3社に対して個別に環境省からの通知を送付するとともに、立入検査を行い、感染性廃棄物の保管・処理状況を確認した。(1/27,1/29) ③産業廃棄物関係団体へ情報提供を行った。(2/13) ④廃棄物処理施設設置者及び処分業者を対象とした講習会で周知を行った。(2/14) 査を行い、感染性廃棄物の保管・処理状況を確認した。(1/27,1/29) ⑤環境省の通知を市HPに掲載した。(1/24,1/31,3/6) ⑥環境省「新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシの周知について(事務連絡)」に基づき、市HPにチラシを掲載するとともに、健康福祉局、病院局及び感染性廃棄物の処理業者に対する情報提供を行った。(4/3,4/6) ⑦緊急事態宣言発令及び4月7日付環境省通知「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について」を受け、緊急事態宣言の発令中であっても廃棄物処理事業を安定的に継続する様に、神奈川県及び県内廃棄物政令市4市の局長名連盟で神

	<p>奈川県産業資源循環協会に対して依頼文を発出した。(4/7)</p> <p>⑧4月7日付環境省通知について、市HPに掲載するとともに、健康福祉局、病院局及び感染性廃棄物の処理業者に対する情報提供を行った。(4/8)</p> <p>⑨緊急事態宣言発令および4月7日付環境省通知を受け、緊急事態宣言の発令中であっても廃棄物処理事業を安定的に継続する様に、川崎市環境局長名で「緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス対策の徹底について(依頼)」を川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会宛てに発出した。(4/8)</p> <p>⑩環境省「廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について(通知)」に基づき、市HPに通知を掲載し、市内の廃棄物処理施設設置者に対して情報提供を行った。(4/13)</p> <p>○新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の処理に関する市民周知《環境局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭等から出る新型コロナウイルス感染者及び感染の疑いのある方が使用したマスクやティッシュ等の出し方について、市HP及びごみ分別アプリ(テロップ)で周知を行った。(4/3) <p>○緊急事態宣言発出後の資源物とごみの収集状況に関する市民周知《環境局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常通り収集を行うこと、収集作業に変更等がある場合はお知らせを行うことについて、市HP及びHP分別アプリ(テロップ)で周知を行った。(4/9)
<p>企業</p>	<p>○中小企業支援《経済労働局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関する市内中小企業支援として、融資や経営に関する「経営相談窓口」を設置した。(1/30) ・本市(海外ビジネス支援センター・金融課・中小企業溝口事務所)、市産業振興財団、市信用保証協会に設置している「相談窓口」における相談件数は2,518件となっている。(4/12) ・3月初旬にタイ・バンコクで開催予定であった現地商談会の中止を決定した。(2/20) ・国から「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への影響に係る緊急調査(セーフティネット保証4号適用に向けた特別調査)」の依頼があり、本市として「中小製造業等10社程度」と回答した。(2/20) ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業との取引に関する配慮について、県と連携して経済団体に要請を実施した。(2/26) ・国の「セーフティネット保証4号」の指定を受け、本市の制度融資「災害対策資金」の制度拡充(融資利率0.9~1.6%固定金利、信用保証料を全額補助)を行った。(3/2) ・国の緊急対応策第2弾「危機関連保証」発動に対応し、本市の制度融資「危機対策資金」を拡充し、3月13日から認定の受付を開始した。(3/13) <p>※融資利率0.9~1.6%固定金利、信用保証料を全額補助、災害対策資金と合わせて最大5億6,000万円まで利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融課、溝口事務所におけるセーフティネット・危機関連保証等の認定件数は810件となっている。(4/12) <p>○工事及び業務の一時中止措置等への対応《財政局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省からの通知に基づき、感染症拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について、工事・委託登録業者、業界団体及び庁内各局へ、措置に係る対応について通知した。(3/2、3/12、4/8)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内中小企業者への優先発注の徹底の周知《財政局》 <ul style="list-style-type: none"> ・発注に当たり、より一層の市内中小企業者への受注機会の増大に努め、優先発注に取組み、補助金等交付事業、出資法人、PFI事業及び指定管理施設においても同様に取組むよう周知徹底するよう、庁内あて通知した。(3/25) ○ 観光関連事業者への対応周知《経済労働局》 <ul style="list-style-type: none"> ・観光庁等からの通知に基づき、市内の主要な観光・宿泊施設や民泊事業者等に適切な対応等を依頼した。(2/4) ○ 川崎競輪の開催縮小《経済労働局》 <ul style="list-style-type: none"> ・2月27日以降、本場での車券発売は実施せず、当面の間、無観客で開催（ミッドナイト競輪には従来どおり実施）する。なお、他場が開催する競輪の場外発売は実施しない。
<p>国際交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 瀋陽市へのマスクの提供《総務企画局》 <ul style="list-style-type: none"> ・瀋陽市からの依頼に基づき、本市職員向け備蓄のうち余剰分の8万枚を提供した。(1/31) ○ 瀋陽市からの防護服の受領《総務企画局》 <ul style="list-style-type: none"> ・瀋陽市からのプッシュ型支援として、防護服1,000着を受領した。(3/11)
<p>港湾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾関係事業者への周知《港湾局》 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省港湾局からの通知に基づき、港湾関係事業者に対し、感染予防への協力要請を行った。(2/3) ○ 川崎港新型コロナウイルス感染症に関する関係者連絡会議《港湾局》 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関および港湾関係者間の情報共有や連携を図るため、連絡会議を開催した。(2/5) ○ 港湾施設内にアルコール消毒液及び感染予防対策パンフレットの設置等《港湾局》 <ul style="list-style-type: none"> ・中国等での感染拡大を踏まえ、水際対策強化の一環として、外交船舶が出入りする公共国際埠頭内の各出入口等にアルコール消毒液及び感染予防対策パンフレットを設置するとともに、その旨及び各民間企業でも感染予防に努めてもらうよう、港湾関係事業者に通知した。(2/13) ○ 港湾施設内における新型コロナウイルスに関する感染対策アナウンスの実施《港湾局》 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省港湾局からの通知に基づき、3月2日から15日まで、外航船舶が出入りする公共国際埠頭及び川崎マリエンにおいて、感染予防のアナウンスを開始した。(3/2) ・本市イベント自粛期間の延長を踏まえ、アナウンス時期を3月31日まで延期した。(3/6) ○ 港湾局所管の窓口業務の取扱変更及び市民利用施設の休館情報等に係る周知《港湾局》 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾局所管の窓口業務について、原則、対面業務を休止の上、電話やメールによる対応とした。また、窓口業務の取扱変更及び所管の市民利用施設に係る休館情報等について、HPによる公表を行うとともに、関係者宛てに直接周知した。(4/9)
<p>予算措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急的な財政対応に向けた準備《財政局》 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応のため予算が必要となった場合は、必要な財政措置の対応を行うため、速やかに連絡するよう各局区室に通知した。(1/31)
<p>税務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民税・県民税申告書の提出期限の延長《財政局》 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度分の申告書の提出期限を、令和2年4月16日まで延長することとした。(2/28) ○ 市税の猶予制度に関する報道発表《財政局》 <ul style="list-style-type: none"> ・市税における猶予制度について報道発表するとともに、市HPに資料を掲載した。(3/26)

	<p>○市税事務所等の一部の窓口に透明間仕切を設置《財政局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫感染防止のため、市税事務所及び市税証明発行コーナーの一部の窓口に透明間仕切を設置した。(4/10)
職員	<p>○職員の健康管理について周知依頼《総務企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理として、厚生労働省の資料を基に、感染予防や相談・受診の目安について各局等安全衛生担当課へ周知した。(2/19) <p>○時差勤務等の活用を周知《総務企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止の観点から、通勤時の混雑緩和等の対策として、時差勤務制度を前倒しで実施するとともにサテライトオフィスやテレビ会議システムの活用を各局区室に通知した。(2/25) <p>○職員のサービスの取扱いを周知《総務企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や家族が罹患した場合等のサービスの取扱いについて、各局区室に通知した。(2/28) ・海外渡航から帰国した職員のサービスの取扱い等について、各局区室に通知した。(3/30) <p>○サテライトオフィスの新設及び附属機関等でのテレビ会議の取扱いを周知《総務企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中原区役所へのサテライトオフィスの設置及び附属機関・懇談会等にテレビ会議で出席できる条件を各局区室に通知した。(3/2) ・新型コロナウイルスに罹患した場合に重症化の懸念等がある職員の在宅勤務の取扱いについて、各局区室に通知した。(4/10) <p>○職員が罹患した場合等の対応を周知《総務企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事案が生じた場合の対応の参考として各局区室に通知した。(3/10)
広域連携	<p>○新型コロナウイルス感染症に関する九都県市首脳によるテレビ会議の開催《総務企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都県市首脳間による情報共有・意見交換を行うとともに、住民に向け、九都県市によるメッセージを発表した。(4/1、4/9)